

## 第4次岡山県廃棄物処理計画の策定について

県では、「岡山県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等の施策を、総合的かつ計画的に進めてきたが、このたび、第3次計画の計画期間が終了したことを受け、第4次となる岡山県廃棄物処理計画を策定する。

### 1 策定の背景

#### (1) 廃棄物処理をめぐる状況変化

第3次計画策定後、東日本大震災の教訓を踏まえた災害廃棄物対応の県計画を策定したことや、小型家電リサイクル法の制定を受け、市町村による使用済み小型家電の回収が始まったことなど、状況変化が生じている。

#### (2) 廃棄物処理に関する国の基本方針の変更

平成28年1月に国の基本方針の変更が示され、県廃棄物処理計画に反映できる状況となった。

### 2 計画の概要

#### (1) 計画の期間

平成28年度から平成32年度の5年間

#### (2) 計画の理念

これまでの計画を継承し、「循環を基調とした廃棄物再生処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」とする。

#### (3) 計画の内容

現状と課題を整理、抽出した上で、これまでの計画の達成状況や廃棄物処理をめぐる状況の変化、国の基本方針などを踏まえながら、将来予測を行った上で、目標の設定や目標達成に向けた基本施策の方向性や取組を検討する。

[将来予測・目標設定項目]

排出量、リサイクル率、最終処分量 など

[基本施策]

排出者（事業者）責任の徹底・強化、排出抑制と循環的利用の推進、廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、災害廃棄物の適正処理の確保 など

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成28年 9月～11月 環境審議会での審議

11月～12月 県民等意見聴取（パブリックコメント）実施

平成29年 1月 環境審議会（答申）

3月 計画の策定、公表

※参考1：廃棄物処理法に基づく基本方針（H28.1月）の主な変更点

1 変更の背景

- 東日本大震災を契機とする廃棄物処理法の改正（H27）により、災害廃棄物の処理に係る基本理念及び国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務が明確化されるとともに、国の基本方針に規定する事項に、非常災害時に関する事項が追加
- 上記の他、前回変更（H22）以降、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の進展など、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化

2 変更の概要

(1) 廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の目標

数値目標項目		目標値（平成32年度）
一般廃棄物	排出量	対24年度で約12%削減
	排出量に対する再生利用量の割合（リサイクル率）	24年度約21%を約27%に増加
	最終処分量	対24年度で約14%削減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【新規】	32年度に500g/人日
産業廃棄物	排出量	対24年度で排出量の増加を3%に抑制
	排出量に対する再生利用量の割合（リサイクル率）	24年度約55%を約56%に増加
	最終処分量	対24年度値で約1%削減

(2) 廃棄物処理を取り巻く情勢変化への対応

- ア 非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等に関する事項
- イ 各種リサイクル制度の進展への対応  
食品ロス削減、家電四品目の義務外品の取扱い、使用済小型家電リサイクルに関し、廃棄物の減量化の目標量達成のための取組目標として以下のものを追加

目標項目	目標値
家庭系食品ロスの排出量を把握している市町村数	平成25年度 43市町村 →平成30年度 200市町村
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	平成25年度 約59% →平成30年度 100%
使用済小型電子機器の再生のための回収を行っている市町村の割合	平成25年度 約43% →平成30年度 80%

ウ その他

第3次循環型社会形成推進基本計画制定（H25）、廃棄物処理法改正等に関する記述の盛り込み など

※参考2：第3次計画の概要

1 策定期間

平成24年2月

2 計画期間

平成23年度～平成27年度

3 基本理念

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

4 基本方針

- 排出者（事業者）責任の徹底・強化
- 排出抑制と循環的利用の推進
- 適正処理の推進
- 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- 廃棄物情報の共有化と相互理解

5 計画の進捗状況

平成27年度の数値目標		策定時点	計画期間			
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一般廃棄物	排出量を 1人1日当たり <u>935g</u> とする。	g 971	962	947	970	1,000
	リサイクル率を <u>32.7%</u> とする。	% 26.0	26.1	26.7	27.1	29.5
	最終処分量を <u>130トン/日</u> とする。	t/日 155.8	127.3	116.9	115.5	<u>100.7</u>
産業廃棄物	排出量をおおむね <u>6,000千トン/年</u> とする。	千t/年 5,738	5,853	5,803	5,704	<u>5,525</u>
	リサイクル率を <u>39.1%</u> とする。	% 36.7	36.7	38.7	37.3	<u>43.4</u>
	最終処分量を <u>305千トン/年</u> とする。	千t/年 335	362	317	313	318

※一般廃棄物の1人1日当たり排出量＝{市町村収集量（計画収集量＋直接搬入量）＋集団回収量}

÷総人口（住民基本台帳人口）÷年日数

※参考3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（基本方針）

第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3～4 （略）

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。